

## 令和6年度三鷹中央学園三鷹市立第三小学校「学校いじめ防止基本方針」

三鷹中央学園三鷹市立第三小学校  
校長 山下 裕司

本方針は、平成27年1月、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」が施行され、同条例に基づいて「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（平成29年3月に改定）が策定されたことを踏まえて、人権尊重の理念に基づき、三鷹中央学園の全ての児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

### 1 教職員の責務

- (1) 本校教職員は、学校の内外を問わず全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、子の教育についての第一義的責任を有する保護者及び地域住民や関係機関との密接な連携を図る。
- (2) いじめの未然防止及び早期発見・対応に向けて、学校全体で児童等のサインの受け止めや状況把握に努め、情報を共有して組織的に対応に取り組み、児童等の主体的な行動を促す。また、児童等がいじめを受けている疑いのあるときは、心理的な影響を及ぼす言葉やインターネット等を通じて行われる行為についても十分に留意しながら、法の定義を踏まえて判断し、適切かつ迅速に対応する。
- (3) いじめの解決は、いじめとされる行為の解消だけでなく、関係児童等の好ましい集団生活が取り戻され、新たな活動に踏み出すことをもって組織的に判断されることを認識し、行為の解消後も取組を継続する。
- (4) いじめの未然防止の研修等により、教職員がいじめに対する正しい認識をもち、いじめの予兆や軽微ないじめを見抜く鋭敏な人権感覚と「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得る」という意識をもつ。

### 2 「学校いじめ対策委員会」の設置及び活用

学校は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる「学校いじめ対策委員会」を設置する。「学校いじめ対策委員会」は、「学校いじめ対策基本方針」の見直し、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、いじめの「疑い」「認知」及び「解消」「解決」の判断、校内研修、関係機関等の連携等、いじめの防止等に向けた中心的な役割を果たすよう活用する。いじめの情報を得たら速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、相談窓口となる。

### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する具体的方策について（別表）

### 4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況の把握に必要な調査を実施し、中断のなく見守る体制をつくる。
- (3) 必要に応じ、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、幼稚園、保育園、中学校、学童保育所、地域子どもクラブ、児童館等と連携して、問題行動の未然防止及び早期発見・対応に努める。
- (4) コミュニティ・スクール委員会やPTA等と連携しながら、いじめ未然防止に向けた取組を、コミュニティ全体で推進する。

### 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童等とその保護者、いじめを行った児童等とその保護者に対し、支援や助言を行う。スクールカウンセラー等と連携して継続的なケアを行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。児童等がいじめを受けていると思われる場合も、これに準じて保護者と連携して対応する。

### 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、子供に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童・生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

### 7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、いじめ問題への取組の成果と課題を明らかにするとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会等に報告する。